

京都市個人情報保護審査会答申第37号の概要

答申年月日	平成20年1月22日
請求内容	印鑑ジャーナル
請求者	本人
所管課	文化市民局区政推進課
所管課の決定	不存在による非開示決定
所管課の主張	1 異議申立人が請求する平成17年5月*日における午前10時40分以前の端末機の操作記録について、全ての印鑑ジャーナル（印鑑ジャーナル1、2及び3）の調査を行ったが、すでに異議申立人に開示を行ったもの以外に記録された事実の確認はとれなかった。
異議申立人の主張	1 文化市民局区政推進課の係長は私の指摘に対して、途中でやめたデータも含めて全部出したとのことであったが、都合の悪いデータを部分的に外すことができる。 2 私の受け取ったデータは手作業が加わったコピーであり、故意に隠ぺいもできるため、信憑性が薄い。原本はロール紙で切れ目がなく1枚のものである。 3 これらのデータとは別に当該課長補佐が操作した端末機の印鑑ジャーナルがあるはずである。
審査会の判断	1 実施機関から提出を受けた当日の異議申立人を含むすべての来庁者に係る印鑑ジャーナル1、2及び3並びに住民基本台帳ジャーナル2について、当該記録を検認した。その結果、本件請求に係る個人情報に記載された公文書の存在は確認できなかった。また、他に個人情報が記載されている公文書が存在するとの特段の事情も見出せないため、実施機関が行った、個人情報の不存在による非開示決定は、妥当である。 2 なお、異議申立人は異議申立人の主張要旨以外にも、実施機関の担当職員の審査会への出席、刑事告発、異議申立人の目前でのメインコンピュータの開示等の主張をしていることが認められるが、当該主張は上記審査会の結論を左右するものではない。